

教育基本法案委員會會議錄(速記)第三回

(七〇)

付託議案

教育基本法案(政府提出)(第一八號)

昭和二十二年三月十七日(月曜日)午
前十一時二分委員長補選のため次の
委員が参集した。

左藤 義詮君 上林山榮吉君
庄司 一郎君 細川八十八君
椎熊 三郎君 關根 久藏君
森山 ヨネ君 永井勝次郎君
山下 ツ子君 米山 久君
伊藤 恭一君 松原 一彦君
平川 篤雄君

〔年長者松原一彦君投票管理者となる〕

○松原投票管理者 これより開會いた
します。一昨十五日委員長の江川爲信
君が委員を辭任されましたので、その
補缺選挙を行わねばなりません。本日
はあいにく理事の方が見えなくなり
ませんので、私が年長のゆえをもつて
投票管理となり、これより委員長の
補缺選挙を行います。

○上林山委員 委員長補充の選挙につ
いて動議を提出したいと存じま
す。この際緊急を要する事態でもあり
ますので、投票を用いず椎熊三郎君を
委員長に御推薦したいと思いま
す。

○松原投票管理者 ただいまの御意見
に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原投票管理 御異議なしと認め
ます。よつて椎熊三郎君は委員長に當
選いたしました。(拍手)委員長椎熊君
に本席を譲ります。

〔椎熊三郎君委員長長席に着く〕

第六類第十號 教育基本法案委員會會議錄 第三回 昭和二十二年三月十七日

○椎熊委員長 ただいま全會一致の意
思表示をもつて委員長に推薦せられま
した。教育基本法案という重大なる法案
に對して、委員長を勤めさせていただ
きますことは身に餘る光榮でございます
。しかるに顧みて私はまことに不徳
なものでございますので、この委員會
を圓滿に繼續するにいたしても、
諸君の御熱心なる御支援、御同情がな
ければ、その重責を全うすることはで
きないと考えます。願わくはこの教育
基本法案という重大法案の精神に則りま
して、不肖な者ではございますが、
どうかこの重責が全うできるように、
諸君の御鞭撻、御支援をひとえに期待
いたします。

昭和二十二年三月十七日(月曜日)午
前十一時六分開議

出席委員
委員長 椎熊 三郎君
左藤 義詮君 上林山榮吉君
庄司 一郎君 細川八十八君
關根 久藏君 森山 ヨネ君
永井勝次郎君 山下 ツ子君
米山 久君 伊藤 恭一君
松原 一彦君 平川 篤雄君

三月十五日委員江川爲信君及び中田榮
太郎君辭任につきその補闕として椎熊
三郎君及び松原一彦君を議長に於て選
定した。

三月十五日委員長江川爲信君委員辭任
につき、その補闕として三月十七日椎
熊三郎君が委員長に當選した。

三月十七日委員池村平太郎君、武藤嘉
一君及び井田友平君辭任につきその補

闕として細川八十八君、關根久藏君及
び左藤義詮君を議長に於て選定した。

出席國務大臣
文部大臣 高橋誠一郎君

出席政府委員
文部事務官 劍木 享弘君
文部事務官 伊藤日出登君
文部事務官 辻田 力君

本日の會議に付した議案
教育基本法案(政府提出)

○椎熊委員長 前回の委員會におきま
して質疑は終局いたしました。ゆ
えにこれより本案を議題として討論に
付します。本案に對する修正の御意見
が出ておりますので、その方を先にい
たします。平川篤雄君。

○平川委員 私は國民協同黨を代表い
たしまして、本法案に對する修正案を
提出したいと思ひます。第一に、
第三條第二項「國及び地方公共團體は」
の次に「學校の設立配置を適正にし、
かつ」という言葉を挿入したい。

なおその條文の最後に「すべて國民は
その教育を受けた學校の程度、種別等
によつて差別されない」という言葉を
挿入したい。

次に第四條の義務教育の項第二項「
國又は地方公共團體の設置する學校に
おける義務教育については、授業料は
これを徴收しない」というのを「國又は
地方公共團體は、その設置する學校に
おける義務教育については、學費を負
担することを原則とする」としたい。最
後に第十條教育行政の條文の後段「教
育行政は、この自覺のもとに」の次に
「獨立して」という言葉を挿入した

い。以上の修正の趣旨について申し述べ

ます。先般質問の際に述べたように教
育の機會均等の條項では教育を受ける
國民の側の個人的理由、あるいはそれ
に關する事項は大體盡くされてい
る考えますが、しかしながら全般的に國
民が均等の教育を受けるといふ點にな
ると、少し曖昧に思われる。それには
申し述べたように學校がまことに非科
學的な根據で設立せられておるとい
うような狀況は、必ず打破せられなけ
ればいけない。都市に學校が集中いた
して、農村に學校が乏しいといふもの
は、農村と申ししましても、僻地の農
村の子弟と申しますものは、能力があ
りましても、學校が遠隔の地にあると
いう理由、またはその學校が近くにな
いために、學問に對する意欲が起らな
いといふような理由、その他の理由に
よりまして、積極的にも消極的にも就
學の機會を阻まれておるのでありま
す。このようなことはまづ第一に是正
せられなければならぬと思ひます。か
わらず、都市にはどん／＼學校が建
つておる。たとへば私立、公立にかか
りませず、ある有力者が學校の設立
の問題を出しまして、資産のある――
資産と申ししましても、殊に現金をもつ
ておるようなものが集つて校舎を寄附
する、校地を寄附するといふようなこ
とで、大體體制が整つて、縣や文部省
がそれを許可するといふような狀態で
あるものでありますが、田舎などにはい
りませんと、そういうようなことはほと

んど考えることができない。かような
事情によつて、だん／＼都市に學校が
集中をいたしまして、地方の文化の均
等といふことはまことに偏被な狀態に
なつておると考えられるのでありま
す。これは第一に教育の機會均等とい
ふ條項で考へていただかなければなら
ないことであると存じております。そ
れに對して文部當局の御答辯によりま
すといふ第十條の教育行政のところに
「教育は、不當な支配に服することな
く、國民全體に對し直接に責任を負つ
て行われるべきものである」といふ條
項があるから、それでいいのではない
か。こうおつしやるのであります。が、
これは私は詭辯だと存するのでありま
す。これは率直に理解をいたします。す
ば、「教育は、不當な支配に服するこ
となく、國民全體に對し直接に責任を
負つて行われるべきものである」とい
うことは、決してそのような意味をも
含ませて考へられるような文章ではな
いと思ひます。つまりある種の權力、
たとえば今までの教育が受けておりま
した政黨であるとか、あるいは財閥で
あるとか、官僚であるとかいふような
ものの支配に服することなく、廣く國
民全體に對して直接責任を負つて行わ
れるべきものであるといふことが、主
として言われておるのであつて、決し
て文部當局が言われるように私は理解
することはできない。かような意味で
まず「學校の設立配置を適正にし」と
いう言葉をそこへ挿入をお願いと思
ひます。次に「すべて國民は、その教

育を受けた學校の程度、種別等によつて差別されない」ということも、またはなはだ大切な問題だと思つておるのであります。われ／＼のつとに考へておりますことは、學閥の横暴であるとか、あるいは免許狀、卒業證書というやうなものの不當な評價というものが、いかに社會を蠱毒しておるかということを考へてみますときに、この點についての考へが最も深甚に拂われなければならぬと思ひます。これは一つの特權を有しておることなのであります。かような特權を打破するといふことがやはり今後の教育の最も根本的な問題であると思ふ。しかるにこの教育基本法には、さうなことに對つて明確に意思表示をした點が缺けておりますので、これを教育の機會均等の條項に加へまして、前にあります條文の裏から、積極的にこれを支持せよといふ考へなのであります。

それから次に第四條における修正につきましても、これは明らかであります。「原則とする」と申しましたことは、これは現在の狀態というものを考へて、また將來地方公共團體というもののあり方というものを考へまして、こゝういふふうにしたのであります。この地方公共團體のこれについての意思というものは、地方民の意思によつて決定せられるのであります。まず原則だけを確立しておく方が、私はいいのではないかと思ひます。教育の機會均等という意味も含めまして、ぜひともこの修正をいたしたいのであります。最後に第十條の字句の修正であります。この「獨立して」といふのは、申すまでもなく教育財政を含めて獨立をさせたいのであります。最近の教員組

合の爭議におきましても、從來の幾多の例に徴してみましても、いかに内務行政が教育行政に強い權力を暴力と言いたいまでふつておつたか。また大藏省當局の意思というものが教育關係者の獨斷的な意見というものをいかに阻んで来たかそれから幾多の政治的な團體といふものが、地方におきまして個人の教員に至るまで不當な壓迫を加へてきたかといふことを考へますときに、これを毅然たる一つの獨立したものにしようといふことが、最も大切なことのように思われる。これは教育界年來の宿望でありまして、ぜひとも實現をさせたいと思ふ。さういふやうな點につきましてもこの條文を讀んでみますときに、なるほど「この自覺のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない」といふことは含んでおるというところは私にもわかるのであります。しかしながら、この獨立といふことは最も基本的な、最もわれ／＼の宿望するところでありまして、がゆゑに、特にこれにきつておきたいという意味が一つ。いま一つは現に提出を豫定せられておりますところの教育行政法案が、内務省側の反對によつて行き悩みの狀態にあるといふことは、これはうわさに過ぎないかも知れませんが、さういふ情報を私どもは聞いておるのであります。かようなわけでありまして、ぜひともこれを明らかにしておかなければならぬと思ひます。このことはこれからの政黨政治というやうなものを考へてみますときに、教育者並びに教育に對して深甚の考慮を拂つておられます、ある種の危懼を抱いておるのではありませんその危懼と申しますのは政府が送りましますたににあるいは

地方公共團體の首腦者が送りましますたに教育の方針等がゆがめられる、ないしは變轉させられるのではないかといふおそれを抱いておるのであります。私どもはこれらの社會の秩序というやうなものを考へますときに、それは教育による以外にはないといふふうには考へます。軍隊の力もありませず、警察の力もなく、いろ／＼治安維持法といふやうなものも廢止せられておりました、われ／＼の言論その他の行爲といふものは、すべて各個人の良識に判斷を委ねられるよりほかはない。秩序を維持するものは、單にこれは理性といふやうなもの、ないしはわれ／＼のもつております道義心といふやうなものが決定するものだと思ふのであります。このやうなことを思ふば思ふほど眞實に政治に對して強力な批判を行ふべきものとするためには、やはり確然と教育といふものを獨立させる、自主性を確立すること以外には、私はないと考へる。かような意味におきまして、ぜひとも獨立といふ項目を入れたと思ふのであります。この法案全體に對しまして、まことに立派であるといふことは敬意を表するのであります。ただいま申し上げましたことは、その中に含まれるものではありますけれども、事柄の重要性に鑑みまして、特にそれを明確化するといふやうな意味において、この修正の意見を提出いたしたい次第であります。

なわが國民協同黨の意見といたしまして、附帶決議をつけたいと考へております。その一つは、先ほど申し述べました教育行政法案の早急の提出であります。第二に、これは義務教育を満六歳から満十八歳まで十二箇年に延長をするように、できるだけ早く措置せられたいといふことであります。但しただいまのは、いわゆるパート・タイム制、定時制の高等學校のみを言うわけなのであります。その二つを附帶決議案として提出をいたしたいと思ひます。

○権能委員長 土林山君。

○上山委員 私は自由黨並びに進歩黨を代表いたしまして、教育基本法に關する意見を申し上げながら、原案に賛成せんとするものであります。本法は、言うまでもなく、新憲法の内容を充實するための、教育に關する憲章ともいふべき重大なる法案でありますので、政府當局はもちろん、われ／＼議員としても、ないし教育關係者として、相當關心をもつて臨んでおつたのであります。さきに教育刷新委員會の答申を得まして、ここに本法が提案されたといふことは、まことに私ども欣快にたえないのであります。もちろん現在においてもさうであり、將來に對する教育の重要性を考えますときに多少の意見もあり、かつまた希望ももつてゐるのであります。現段階においては、これをもつて満足するものが當然ではないだらうかといふことを考へるのであります。第一に、われ／＼が要望すること、現段階において實現できない點は、何といつても國家財政の現状が御承知の通り窮乏を呈しているといふ一點であり、かつ足らざるは政府の答辭にもありますごとく、あるいはまたわれ／＼議會の要望も賢明に取り入れられまして、これを行政の面によつて補つていただくといふことにならなければならぬのであります。さういふやうな意味から、經濟の面からい

つて財政の面からいつていふ／＼な希望も非常に困難であるといふことと、その缺陷は、今申し上げますごとく、行政運営の活用によつてこれを強力に補う。こゝういふ意味において、私どもは、本法案が通過した曉には教育の最高の目的を達し得るやうに希望をするものであります。こゝういふ觀點からいたしまして、ただいま國民協同黨から修正の意見ないし附帶決議に對する御意見があつたのであります。私はこれらもそれ／＼理由のあることもありますけれども、今言つたやうな立場から、直ちにこれを取入れて修正するといふやうな御意見には、反對の意思を表明するものであります。こゝういふ意味におきまして、政府の原案に賛成をするものであります。

○権能委員長 お諮りいたします社會黨の委員の方が見えになつておりませんので、この法案の重大性に鑑みて御出席になるまでしばらく待ちたいと思ひます。暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午前十一時四十九分開議

○権能委員長 引續き會議を開きます。永井勝次郎君。

○永井委員 私は日本社會黨を代表いたしまして、本案に以下述ぶるところの希望を附しまして、賛成の意を表したいと思ふのであります。本法案は從來の教育行政概念からいたしますれば相當進歩的な部分が認められるのであります。生産労働大衆の立場からこれを檢討いたしますれば、第一に憲法に明記されました教育の機會均等に關する大原則を本案において具體的にすべきであるにもかかわりませず、最も

は原案の通り可決せられました。

次に國民協同黨より提出されており
ますところの附帶決議を付するといふ

さうした、次いで各委員より熱心なる質疑が行われまして、十四日、十五日兩日は各委員よりの質疑によつて

その他御意見等は詳細に本會議に報告いたしたいと存じております。この際不肖の身をもつて重大なる委員長の席

4

昭和二十二年四月十一日印刷

昭和二十二年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局